

都立高校の授業料等について

教育庁 都立学校教育部
高等学校教育課経理担当

本日の内容

◇ 都立高校の授業料等

◇ 主な支援制度

- 高等学校等就学支援金制度
- 多子世帯における都立学校授業料等支援事業
- 奨学のための給付金制度
- 給付型奨学金制度

都立高校の授業料等

区分	年額	納入回数
全日制課程	118,800円	年2回 4月～6月分 7月～3月分
定時制課程	32,400円	
定時制課程 (単位制)	1単位当たり 1,740円 ×履修単位数	
通信制課程	1単位当たり 336円 ×履修単位数	

※ 授業料の他に、修学旅行等積立金、生徒会費、定時制給食費等の学校徴収金の徴収があります。

授業料に係る制度改革の変遷

- ▶平成22年度～平成25年度
公立高等学校授業料無償制
- ▶平成26年度～
高等学校等就学支援金制度開始
「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び
高等学校等就学支援金の支給に関する法律」改正
⇒**所得制限**を設けた就学支援金制度の導入

本日の内容

◇ 都立高校の授業料等

◇ 主な支援制度

- 高等学校等就学支援金制度
- 多子世帯における都立学校授業料等支援事業
- 奨学のための給付金制度
- 給付型奨学金制度

高等学校等就学支援金制度

生徒の保護者等の所得に応じ、授業料が無料になる国の制度

▶ 所得要件（保護者等の合計額）

区市町村民税の「課税標準額」×6%－区市町村民税の「調整控除の額※1」が30万4,200円未満※2

※1 政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を乗じて計算

※2 年収目安 約910万円（世帯構成員等によって変動）未満の世帯

多子世帯における都立学校授業料等 支援事業（令和2年度～）

所得制限により、就学支援金の対象とならない世帯

かつ

保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる
世帯

⇒ 授業料等を1 / 2に減額

奨学のための給付金制度

授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費等）の負担を軽減するため、返済不要の給付金が保護者等の口座に振り込まれる制度

▶ 給付要件(7月1日時点で以下の要件を全て満たすこと)

- 保護者、親権者等が東京都内に在住していること。
- 「生活保護受給世帯」又は「住民税所得割額非課税世帯」であると証明できること。

又は、保護者等の失職、倒産などの家計急変事由により、住民税所得割額が非課税相当となる見込みであること（7月以降の家計急変も対象）。

奨学のための給付金給付額

(令和4年度)

世帯の状況	給付額 (年額)	
	国公立	【参考】私立
生活保護受給世帯 (全日制・定時制・通信制)	32,300円	52,600円
非課税世帯〔第1子〕 (全日制・定時制)	114,100円	134,600円
非課税世帯〔第2子以降〕 (全日制・定時制)	143,700円	152,000円
非課税世帯 (通信制)	50,500円	52,100円

奨学のための給付金

（新入生に対する一部給付の早期化）

○低所得世帯の高校生等が特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、希望者には一部給付の早期化を実施

- ・ 4～6月分に相当する額 **4月1日現在**の状況に基づく
(審査をする課税年度 **令和3年度**)
- ・ 7～3月分に相当する額 **7月1日現在**の状況に基づく
(審査をする課税年度 **令和4年度**)

○7～3月分に相当する額は、判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額

○早期給付を申請し、認定された場合であっても、7～3月分の支給を受けるためには、通常申請において改めて申請する必要あり

給付型奨学金制度

家庭の経済状況にかかわらず、生徒が自ら望む教育活動に主体的に参加するために必要な経費を、東京都が保護者に代わり支払う制度

➤ 給付対象及び給付限度額

- 生活保護受給世帯及び住民税所得割額非課税世帯
（給付限度額：50,000円）
- 住民税所得割額が85,500円未満の世帯
（給付限度額：30,000円）
- 保護者等の失職、倒産などの家計急変事由により、住民税所得割額が非課税又は85,500円未満相当となる見込みであること。

給付型奨学金の交付対象

▶ 交付対象経費（学校の取組であることが条件）

- 生徒が在籍する学校の教育課程に基づく教育活動のうち

① 生徒の選択により生ずる経費

（例）勉強合宿、語学合宿 等

② 学習の成果を明らかにする等、希望する進路の実現に資するために必要な経費

（例）模擬試験受験料、検定試験費用、資格取得経費 等

③ その他

終わりに

- 全ての制度において、申請期限内に申請書及び収入に関する書類等の提出が必要です。
- 申請期限内に申請書の提出がない場合は、受給できません。
- 制度毎に申請期限は異なりますので、高校からの案内に従って、必ず提出をお願いします。

本件に関するお問合せ先等

- 教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当
電話：03-5320-7862
 - 東京都教育委員会ホームページ
<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/index.html>
- * 私立学校における制度については、東京都私学財団
(03-5206-7925) へ